

出産育児一時金の支給額が 10月1日の出産から42万円となります!!

平成23年
3月31日までの
暫定的な措置
です。

(産科医療補償制度に未加入の病院・診療所・助産所等の分娩の場合は39万円です)

政府の“緊急の少子化対策”的一環として、安心して出産できる環境を整備するという観点から、出産育児・家族出産育児一時金の増額及びその支給方法を病院等へ直接支払する制度となります。

- 被保険者や被扶養者（以下「妊婦等」）が病院、診療所又は助産所との間に、出産育児・家族出産育児一時金（以下「一時金等」）の支給申請及び受取に係る代理契約を締結をします。
- 一時金等の支給額を限度として、医療機関等が妊婦等に代わって一時金等の支給申請及び受取を健康保険組合に行うこととします。
- 被保険者証を提示すること。なお、事前に帝王切開など高額な保険診療が必要とわかった方は、健康保険組合に「限度額適用認定証」等を交付申請し、医療機関等に提示してください。
- この直接支払の仕組みを利用せず、一時金等を健康保険組合から受け取りたい場合には、その旨医

療機関等に申し出てください。

その場合、出産費用の全額について退院時に現金等で支払っていただくことになります。

直接支払制度を利用するにあたって、留意して いただくこと

- 医療機関等は妊婦等に代わって加入している健康保険組合に一時金等を請求します。
- 出産費用が42万円を超えた場合は、妊婦等は不足額を窓口で支払うこととなります。
- 出産費用が42万円未満で収まった場合は、妊婦等はその差額を健康保険組合に明細書等を添えて請求することとなります。

《ご注意》

直接支払制度は当初、10月1日から全ての医療機関等で実施される予定でしたが、中小医療機関等を中心にその対応が未整備のため利用できないところがあります。利用可否については医療機関等にお尋ねください。直接支払制度が利用できないときは健康保険組合に出産育児一時金の支給申請を行ってください。なお、出産費資金貸付制度もありますので、ご利用の際は健康保険組合までお問い合わせください。

出産育児一時金等 医療機関等への直接支払制度の事務フロー概要

